

新宿区 文化芸術振興会議

第 5 期 報 告 書

平成30(2018)年9月9日～令和2(2020)年9月8日

新宿の文化芸術の持続的な発展をめざして

新宿区は、古くから今日に至るまで、多くの人たちが「住み」・「働き」・「集う」場として、多様な文化・歴史的蓄積があり、多彩な文化を育むと同時に、新たな文化を生み出してきたまちです。

新宿区ならではのこうした文化的な多様性や広がりを活かした文化芸術振興を進めていくに際して、スポーツの祭典であり文化の祭典でもある東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、大変な好機となります。

平成30年9月からの2か年を任期とする第5期新宿区文化芸術振興会議では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やそれ以降のレガシーまでを見据えた新宿区の文化芸術の振興について意見交換を行い、調査審議事項を「区内文化施設の情報発信基盤の整備について」及び「区内文化施設間の企画連携の促進について」と決定し、その実現に向けた提言を行うべく審議を進めてまいりました。

しかし、令和元年末ごろから新型コロナウイルス感染症の感染の拡大が顕著となり、これに伴い、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が延期となりました。また、区内の文化芸術施設も休業要請等の対象となり、収入を絶たれる等の影響を受けるとともに、アーティストたちが活動の場を失いました。

こうした状況を踏まえ、新宿区文化芸術振興会議では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下で文化芸術を守ることにについて議論し、先の二つの調査審議事項に関する提言に加えて、緊急の提言として取りまとめました。

この報告書が、新型コロナウイルス感染症や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期を乗り越えて、区民・文化芸術団体・学校・企業・区など、多彩な文化芸術の担い手である「私たち区民」の力で、新宿ならではの魅力ある文化芸術の持続的な発展の一助となることを期待します。

概要

新宿の文化芸術の持続的な発展をめざして	2
---------------------------	---

新宿区文化芸術振興会議における 調査審議事項の提言の概要	5
---------------------------------------	---

本編

1 新宿区文化芸術振興会議について	7
-------------------------	---

2 新宿区文化芸術振興会議における調査審議事項	8
-------------------------------	---

2-1 調査審議事項(第1期～第4期)	8
---------------------------	---

2-2 調査審議事項	10
第5期(平成30(2018)年9月9日～令和2(2020)年9月8日)	

3 新宿区文化芸術振興会議第5期における審議事項について	11
------------------------------------	----

3-1 調査審議事項1 区内文化施設の情報発信基盤の整備について	11
---	----

3-2 調査審議事項2 区内文化施設間の企画連携の促進について	13
--	----

4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて	15
-------------------------------	----

参考資料	16
------------	----

資料編

資料1 委員名簿	22
----------------	----

資料2 検討の経過	23
-----------------	----

資料3 新宿区文化芸術振興基本条例	24
-------------------------	----

資料4 新宿区文化芸術振興会議規則	28
-------------------------	----

新宿区文化芸術振興会議における

第1期 審議事項	第2期 審議事項	第3期 審議事項
平成22年度～平成24年度	平成24年度～平成26年度	平成26年度～
<p>文化芸術の振興に関する28項目の提言への取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ● まちの記憶を継ぐ／活かす、まちへの愛着と誇りを育てる ● 子どもの生きる力と豊かな心を育む ● 新宿からの文化芸術を創る／発信する、民の力でつくられたまちを支える、新宿のまちに人を惹きつける、新宿力のふたをあける（発揮する）、多様な人と人をつなげる <p>● 区内における文化芸術振興の拠点としてのこれからの新宿文化センターのあり方</p>	<p>新宿文化センターの在り方と運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 状況を踏まえて、ポジションを明確化 ● 新宿文化センターのイメージの確立 	<p>東京2020大会 新宿区の文化芸術5つの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新宿の文化芸術を行動指針の策定
<p>新宿フィールドミュージアムの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新宿フィールドミュージアムの展開 ● 新宿フィールドミュージアムの取り組みの方向性 ● 文化月間の設定 ● 歴史文化遺産等を活用した新宿の魅力の(再)発見 		<p>● これからの新宿あり方</p> <p>● 新宿フィールド</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報発信の工夫 ● 文化芸術活動を担う体制の整備

ける調査審議事項の提言の概要

審議事項	第4期 審議事項	第5期 審議事項
～平成28年度	平成28年度～平成30年度	平成30年度～令和2年度
<p>開催に向けた 術振興について 題と提言</p> <p>を振興するための</p>	<p>新宿文化センターの 運営方針の明確化</p> <p>周辺文化芸術振興ホールの調査・研究 に基づく運営方針の明確化と、より 効果的・効率的な活用</p>	<p>区内文化施設の情報発信基盤 の整備について</p> <p>多様な情報発信ツールの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相手方に合わせた適切な情報発信 ツールの選択・活用 <p>連携した広報活動と 情報発信プラットフォームの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新宿フィールドミュージアムの情報 発信機能のさらなる整備
<p>文化センターの</p> <p>ミュージアムの充実</p> <p>多様化への対応</p> <p>推進するための基盤</p>	<p>新宿フィールドミュージアムの 充実</p> <p>これまでの効果検証を行い、東京 2020大会に向け開催期間の拡張、 コーディネート体制の整備、プログラ ムの再構築</p>	<p>区内文化施設間の 企画連携の促進について</p> <p>アウトリーチ活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●複数施設の連携による共同アウト リーチ活動 <p>異分野間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●幅広い分野間の連携による情報 提供範囲の拡大、新たな視点での 活動など

新宿区文化芸術振興会議について

新宿区は、平成22(2010)年4月に「新宿区文化芸術振興基本条例」(以下「条例」といいます。)を施行し、区内の文化芸術振興に関する取り組みを進めています。

この条例では、文化芸術の振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として文化芸術振興会議を設置すると定められていることから、同年9月に新宿区文化芸術振興会議(以下「振興会議」といいます。)が設置されました。

◆新宿区文化芸術振興会議の様子



◆新宿区文化芸術振興会議(第5期)委員



① 第1期（平成22（2010）年9月9日～平成24（2012）年9月8日）

新宿区における文化芸術振興を進めていくための「文化芸術の振興に関する28項目の提言」（平成21年10月新宿区文化芸術の振興に関する懇談会）について、その進捗状況を把握し、実現状況について、審議を行いました。

また、新宿区における文化芸術振興を進めていくために必要な事項として、「文化芸術振興のためのネットワークの構築」、「文化芸術による新宿のまちの魅力の創出」、「文化芸術と『私たち区民』による取組み」が重要であるとの認識の下、それら3つをあわせて実現するために必要な事項について審議しました。

そして、具体的な取組みとしての「新宿フィールドミュージアム」の実現を提言しました。

提言

「文化芸術の振興に関する28項目の提言への取り組み状況」
「新宿フィールドミュージアムの実現」

② 第2期（平成24（2012）年9月9日～平成26（2014）年9月8日）

同種の施設の開設や閉館をはじめとした新宿文化センターをめぐる種々の状況の変化の中で、新宿区における文化芸術振興の拠点として、新宿区立新宿文化センターのさらなる活用を図るため、施設の在り方と運営に方針について審議し、イメージの確立、ポジショニングの明確化などについて、次の提言を行いました。

提言

「新宿文化センターの在り方と運営方針」

3 第3期(平成26(2014)年9月9日～平成28(2016)年9月8日)

開催が決定した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機に「文化芸術創造のまち 新宿」の実現をより確実なものとし、さらに発展させるため、「東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた新宿区の文化芸術振興」として、取組みの方向性や内容について審議し、次の提言を行いました。

提言

- 「新宿の文化芸術を振興するための行動指針の策定」
- 「これからの新宿文化センターのあり方」
- 「新宿フィールドミュージアムの充実」
- 「情報発信の工夫・多様化への対応」
- 「文化芸術活動を推進するための基盤・体制の整備」

4 第4期(平成28(2016)年9月9日～平成30(2018)年9月8日)

第3期の提言を踏まえて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を好機ととらえ、大会以降にも継承する行動指針としての「新宿フィールドミュージアム・アクション2020」に定める行動目標や指標などの具体的な内容を審議し、取りまとめて提言しました。

また、新宿文化センターについては、これまでの提言の実現状況や、施設の特徴や利用状況等を十分に踏まえ、改めて新宿文化センターのイメージを確立し、ポジショニングを明確にするために必要な事項について審議し、「音楽・舞踊」を柱に据えて運営していくことを提言しました。

提言

- 「新宿フィールドミュージアム・アクション2020の制定」
- 「新宿文化センターの運営方針の明確化」

第1期の提言により実現した「新宿フィールドミュージアム」は、第3期の提言「新宿フィールドミュージアムの充実」及び第4期の提言「新宿フィールドミュージアム・アクション2020の制定」に基づく取組みにより、新宿フィールドミュージアム協議会参加団体は事業開始時(平成23年)の28団体から令和元年には130団体へ、参加者数も97万7,395人から292万7,136人と順調に規模を拡大しました。また、参加団体間において、実際に連携を行った、交流や相談等のつながりができたとの声があり、参加団体同士でのネットワークができつつあります。さらに、平成30年度からは、新宿フィールドミュージアムの顔となるイベント「-shin-音祭」も始まり、会場である新宿文化センターには多くの参加者を集めています。

こうしたことから、新宿フィールドミュージアムは、質・量ともに充実してきていると言えます。

新宿文化センターについては、第2期から第4期にかけて審議・提言を行ない、ポピュラー音楽のコンサートやバレエ公演の誘致をはじめ、「音楽・舞踊」を中心とした事業構成として、区内の文化芸術活動の拠点として、その活用が図られています。

第5期では、第4期までの提言の実現状況や、文化芸術の振興に関する28項目の提言への取り組み状況の確認・検証などから、新宿区における文化芸術振興をさらに進めていくために必要な取組みとして、次の調査審議事項を決定しました。

調査審議事項

- ✓ 区内文化施設の情報発信基盤の整備について
- ✓ 区内文化施設間の企画連携の促進について

上記調査審議事項のほか、第5期では、文化芸術の次世代を担う子どもたちへの取組みや、再開発に伴い今後大きく変貌をとげる新宿駅周辺等を中心として文化芸術施設をつないでいく取組み、文化芸術施設の社会的な課題に関する認識・対応やその共有化による連携の具体化などについても活発な意見交換がなされました。

また、今回の審議の取りまとめに必要な資料として、新宿フィールドミュージアム協議会参加団体を対象とした、文化芸術施設における情報発信・事業連携に関するアンケート調査を行いました(以下「アンケート」といいます。)

3-1

調査審議事項1

区内文化施設の情報発信基盤の整備について

新宿区では、一年を通して、音楽・演劇・伝統芸能等の公演や、美術展・フェスティバルなど実に多彩なジャンルの文化芸術関連イベントが、区内各地で開催されています。また、神社仏閣などの歴史文化遺産、歴史上の人物ゆかりの地、美術館・博物館・史料館・能楽堂・寄席など、多種多様な文化芸術スポットがあります。

こうした施設やイベントの主催者では、それぞれが工夫を凝らして情報発信を行っています。

加えて、新宿フィールドミュージアム協議会や官民が連携して新宿の魅力を発信する一般社団法人新宿観光振興協会も、そのハンディガイドや情報誌、公式サイトを活用して広く情報を発信しています。

一方、これらの情報発信について、思うようにアクセスが伸びない、知ってもらえないなど、情報の伝播が未だ十分ではないと思われる状況があります。

そのため、新宿の魅力を効果的に発信し、文化芸術関連イベントや施設の更なる活性化を図るため、次のとおり区内文化施設の情報発信基盤の整備を提言します。

3-1-1

提言1

多様な情報発信ツールの活用

アンケートでは、使用している手法について（P17）、公式WEBサイトが最も使用率が高く（95.4%）、次いでチラシ（92.3%）、Facebook（73.8%）と続き、Webサイトやチラシが、普遍的な情報発信ツールとして活用されていることが確認できました。

また、今後さらなる活用が期待されるSNS（Social Networking Service）についての問い（P17）では、次のとおりの回答がありました。

現に使用しているSNSについては、文字が主体のものとしてFacebook（73.8%）、Twitter（63.1%）、画像が主体のものとしてInstagram（16.9%）、動画が主体のものとしてYouTube（38.5%）でした。

今後使用してみたいSNSとしては（P18）、Instagram（38.5%）、YouTube（21.5%）、Twitter（15.4%）、Facebook（10.8%）、TikTok（10.8%）の順となりました。

情報コミュニケーションの環境は常に発展していきます。文字主体（Facebook、Twitterなど）、画像主体（Instagramなど）、動画主体（YouTube、TikTokなど）

などの新しいツールが現れ、活用されています。今後は、AR^{※1} (Augmented Reality 拡張現実) やVR^{※2} (Virtual Reality 仮想現実) なども使われていくことが想定されます。

必要な情報を必要としている人々に届けるために、文化芸術関連の団体、施設が、新しい情報コミュニケーション環境に積極的に対応していくとともに、相手方に合わせて適切な情報発信ツールを選択し、活用していけるようなノウハウやスキル等を共有できる仕組みづくりを提言します。

※1) AR (Augmented Reality 拡張現実) とは、人が知覚する現実環境をコンピュータにより拡張する技術、および拡張された現実環境そのものを指す言葉。

※2) VR (Virtual Reality 仮想現実) とは、現実・実物ではないが機能としての本質が同じであるような環境を、ユーザーの五感を含む感覚を刺激することにより理工学的に作り出す技術。

3-1-2

提言2

連携した広報活動と情報発信プラットフォームの整備

アンケートでは、「施設間連携についての現状・予定・希望」についての問い (P20) では、取り組んでみたいもので最も多かったのが「広報面での協力」で50.8%でした。また、情報発信の難しさに関する問い (P19) には、「広報先 (対象) の範囲拡大、新規開拓」及び「予算の獲得」が84.6% (とても難しい+難しい) と第1位でした。

「情報発信の連携についてどのような場・機会があると良いか」についての問い (P20) で、「チラシの共同配布・設置」が67.7%、「TwitterやInstagramなどを使用した情報の共同発信」が66.2%、「制作担当・広報担当が情報やノウハウの交換を行う会合・研修会等の実施」が52.3%と上位になりました。

以上から、限られた予算を効果的に活用して、広報の対象範囲の拡大を図っていくため、文化芸術関連の団体、施設が連携した、効果的・効率的な広報活動が必要であると言えます。

また、130の文化芸術団体や施設からなる新宿フィールドミュージアム協議会では、参加団体の連携した情報発信の取り組みとして公式サイトやガイドブックを活用していますが、加えて、SNSなどの様々なツールを効果的に使い分けた情報発信や、SNSで情報を拡散してもらえるような手法などについて、情報やノウハウ等の共有などによる情報発信の更なる強化の必要性が指摘されています。

こうしたことを踏まえて、多くの文化芸術関係の施設やイベント主催者が利用できる情報発信プラットフォームとして、新宿フィールドミュージアム協議会の各団体が有する情報発信スキル等の共有化を促進するとともに、そうしたスキルを活かしていくため、公式サイトやSNS連携機能や動画配信機能の強化など、活用が進んでいる新宿フィールドミュージアムの情報発信機能のさらなる整備を提言します。

区内文化施設間の企画連携の促進について

アンケートの「施設間連携についての現状・予定・希望」の問い(P20)で、実績としては、「共同企画の実施」は40%で第1位、「スペースの提供、所蔵作品や資料の提供、アーティストの派遣など」が38.5%で第2位、「広報面での協力」が27.7%で第3位でした。

同じ問いに対して、取り組んでみたいという意向としては、「広報面での協力」が50.8%で第1位、「共同企画の実施」は30.8%で第2位、「キュレーター・企画担当者等人材の派遣・受入」は29.2%で第3位でした。

また、施設間連携に期待するものに関する問い(P21)について、「今までにない視点が得られる」が75.4%(大きく期待する+期待する)、「企画が充実する」が69.2%でした。

こうしたことから、区内文化施設の企画を更に魅力あるものとしていくため、企画連携を行うことが有効と考えられますが、各施設は、その施設の設置目的を実現するため、工夫を凝らし、独自の企画を行っており、企画連携は容易には実現が難しいという課題があります。

そのため、広報面や同一分野での連携など比較的に容易な連携から始め、連携を重ねるうちに相互理解が深まり、さらに深い連携へと発展し、企画連携の実現にまでつながるような、継続的に連携を発展させていく仕組みづくりを提言します。

アウトリーチ活動

区立小学校・中学校の生徒を対象とした美術鑑賞教室や東郷青児記念損保ジャパン日本興亜美術館(SOMPO美術館)のトークフリーウィーク、大原美術館のチルドレンズ・アート・ミュージアム、東京交響楽団の0歳児からのオーケストラなど、静かに作品や演奏を鑑賞するだけではなく、いろいろな方がいろいろな楽しみ方をしたり、文化芸術に関心を深めたりすることができるような取組みがなされています。

また、気軽に文化芸術へ親しめる機会として、無料の文化芸術イベントや施設の無料開放なども行われています。

こうしたトークフリーデー(ウィーク)の開催や施設の無料開放日の設定など、共通の目的を設定して複数の施設が連携して取り組むことで、新たな連携を創り出し、企画連携へと発展させていくことが期待できます。

日ごろ文化芸術に触れる機会の少ない子どもや人々などに、より多くの文化芸術施設が働きかける取組みとして、企画やテーマなどを統一して、複数の施設が連携してのアウトリーチ(コミュニティエンゲージメント)活動を提言します。

異分野間の連携

文化芸術関連施設間の連携に当たり、異なる分野の施設が連携する機会は、同じ分野の施設間の連携に比べ、限定的です。

アンケートでは、連携の期待項目に関する問い(P21)に対して、「新たな対象に情報提供ができる」への期待(大きく期待する+期待する)が78.5%で第1位、「今までにない視点が得られる」が75.4%で第2位、「新たな顧客が獲得できる」が72.3%で第3位となっています。

このような連携に関する期待を実現していくためには、分野にこだわらず、多様な連携が必要です。

こうしたことを踏まえて、異分野の文化芸術関連施設や、施設を借りて演奏や上演を行う文化芸術関連団体間の相互の、企画や共同制作などの幅広い連携を行うことを提言します。

令和2年1月下旬、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するとともに、3月には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となりました。

この新型コロナウイルス感染症により、劇場、ライブハウスをはじめ区内の文化芸術施設が営業自粛など極めて大きな影響を受け、また、アーティストたちも活動の場を失うとともに、収入面で非常に厳しい状況に置かれることとなりました。

文化芸術は、一度途絶えてしまうと復活が困難になります。新型コロナウイルス感染症の収束後には、大きなダメージを受けた新宿の文化芸術を復興し、発展させていかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症により文化芸術が大きな影響を受けているため、文化芸術を守り、さらなる発展へとつなげていく取組みとして、文化芸術施設、アーティストやアーティストの組織・団体などを支援することが必要です。

新宿区は、新型コロナウイルス感染症のため、収入を絶たれる等の影響を受けた区内の劇場、ライブハウス等の文化芸術施設が行う映像配信の新たな取組みに助成する「文化芸術復興支援事業」を令和2年6月に開始しました。

このような取組みのように、今後も状況に応じて、柔軟に支援を検討していくことを提言します。

文化芸術施設における情報発信・ 事業連携に関するアンケート

● アンケート実施期間

2019年12月2日(月)～26日(木)

● 対 象

区内文化芸術関連88施設・団体

● 回 答

65施設・団体(回答率：73.9%)

● 方 式

WEBアンケート

本アンケートについて

- 集計結果の表は、原則として回答者数の構成比(百分率)で表している。
- 「n」は、サンプル数である。
- 回答はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入している。そのため、その数値の合計は、100%を前後する場合がある。
- 複数回答可の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがある。

【問1】 施設やイベントの情報発信手法について

	①使っている	②今後使う予定がある	③予定はないが使ってみたい	④使ってみたいと思わない
a. チラシ	92.3%	1.5%	1.5%	1.5%
b. リーフレット	61.5%	1.5%	10.8%	10.8%
c. ポスター	63.1%	1.5%	13.8%	7.7%
d. WEBサイト(自己・公式)	95.4%	0.0%	1.5%	0.0%
e. WEBサイト(外部)	52.3%	3.1%	15.4%	9.2%
f. メールニュース	47.7%	3.1%	15.4%	10.8%
g. ニュースレター	26.2%	0.0%	20.0%	23.1%
h. 情報誌	35.4%	0.0%	23.1%	13.8%
i. フリーペーパー	32.3%	0.0%	23.1%	23.1%
j. ブログ	27.7%	0.0%	18.5%	26.2%
k. YouTube	38.5%	7.7%	24.6%	9.2%
l. Twitter	63.1%	1.5%	13.8%	7.7%
m. Facebook	73.8%	0.0%	12.3%	7.7%
n. Instagram	16.9%	3.1%	33.8%	12.3%
o. TikTok	0.0%	0.0%	18.5%	40.0%
p. その他(1)	9.2%	0.0%	1.5%	10.8%
q. その他(2)	3.1%	0.0%	1.5%	12.3%

(aからqの各項目ごとにn=65)

① 使用している手法

「a.チラシ」、「d.WEBサイト(自己・公式)」については90%超、「l.Twitter」(63.1%)、「m.Facebook」(73.8%)と、SNSメディアについても使用している割合が高い。

「k.YouTube」は38.5%が使用しており、7.7%が今後使用予定ありと回答している。

その他の回答には、「ダイレクトメール」、「テレビ取材」、「LINE」、「新聞広告」、「コマーシャル」、「掲示板」などが挙げられた。

② 使用してみたい手法

「n.Instagram」が33.8%と最も高い割合となっている。

「o.TikTok」については、使用してみたいが18.5%となっている一方、40.0%が使いたくないと思わないとしている。

その他の回答には、「テレビ」「雑誌」が挙げられた。

【問2】 「効果がある」手法・「使ってみたい」手法

	効果がある				使用してみたい			
	1	2	3	1～3計	1	2	3	1～3計
a. チラシ	35.4%	23.1%	9.2%	67.7%	3.1%	1.5%	0.0%	4.6%
b. リーフレット	4.6%	1.5%	6.2%	12.3%	3.1%	3.1%	3.1%	9.2%
c. ポスター	7.7%	6.2%	6.2%	20.0%	1.5%	3.1%	1.5%	6.2%
d. WEBサイト(自己・公式)	30.8%	26.2%	18.5%	75.4%	3.1%	0.0%	3.1%	6.2%
e. WEBサイト(外部)	0.0%	7.7%	7.7%	15.4%	4.6%	4.6%	3.1%	12.3%
f. メールニュース	3.1%	4.6%	4.6%	12.3%	0.0%	6.2%	4.6%	10.8%
g. ニュースレター	4.6%	3.1%	3.1%	10.8%	6.2%	3.1%	6.2%	15.4%
h. 情報誌	3.1%	1.5%	7.7%	12.3%	4.6%	4.6%	3.1%	12.3%
i. フリーペーパー	1.5%	0.0%	4.6%	6.2%	1.5%	9.2%	3.1%	13.8%
j. ブログ	1.5%	3.1%	1.5%	6.2%	1.5%	6.2%	3.1%	10.8%
k. YouTube	4.6%	0.0%	6.2%	10.8%	13.8%	3.1%	4.6%	21.5%
l. Twitter	10.8%	9.2%	10.8%	30.8%	7.7%	6.2%	1.5%	15.4%
m. Facebook	4.6%	18.5%	13.8%	36.9%	4.6%	4.6%	1.5%	10.8%
n. Instagram	3.1%	4.6%	3.1%	10.8%	10.8%	16.9%	10.8%	38.5%
o. TikTok	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	3.1%	4.6%	10.8%
p. その他(1)	7.7%	3.1%	0.0%	10.8%	1.5%	0.0%	3.1%	4.6%
q. その他(2)	1.5%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

*aからqの各項目につき、「効果がある」「使用してみたい」と思われるものを上位より順に3つ回答

効果があるものとしては、やはり定番の「a.チラシ」、「d.WEBサイト(自己・公式)」が多く選ばれているが、それに次ぐのが、「l.Twitter」「m.Facebook」となる。「l.Twitter」については最も効果があるものの中で3番目となっているのが目立つ。1から3の合計で見ると、SNSメディアも重要なものとなっているのがわかる。

また、使用してみたいものとしては「n.Instagram」が38.5%と際立っており、次いで「k.YouTube」となっている。

その他としては、効果があるものとして、「ダイレクトメール」「置きチラシ」「CM」「掲示板」「新聞」が、使用してみたいものとして、「LINE」「テレビ」が挙げられた。

【問3】 情報発信先

a. 独自の会員組織を持っている	50.8%
b. 来場者・催事参加者・登録者等のデータ(住所・メール)を持っている	67.7%
c. 置きチラシ等をお願いする施設や組織がある	75.4%
d. その他	9.2%

(aからdの各項目ごとにn=65)

固定的な情報発信先である、「a.独自の会員組織」を50.8%が、「b.来場者・催事参加者・登録者等のデータ」は67.7%が保有している。

「c.置きチラシ等をお願いする施設や組織がある」についても75.4%とこちらも高い割合となっている。

その他の回答として、「演奏会での挟み込み」、「広告掲載紙面を持っている」、「出演者からの情報発信」、「小学校での全校配布」、「町会や近隣の商店」、「商用データサービスの使用」などが挙げられた。

【問4】 情報発信の難しさ

	①とても難しい	②難しい	①+②	③さほど難しくはない	④難しくはない	③+④
a. 予算の獲得	26.2%	58.5%	84.6%	9.2%	1.5%	10.8%
b. 予算内での広報手段の選択と優先順位づけ	7.7%	52.3%	60.0%	26.2%	4.6%	30.8%
c. 委託業者の選択・開拓	10.8%	47.7%	58.5%	26.2%	12.3%	38.5%
d. 広報先(対象)の範囲の拡大、新規開拓	26.2%	58.5%	84.6%	13.8%	0.0%	13.8%
e. 手続きと進行のノウハウの獲得	7.7%	44.6%	52.3%	38.5%	7.7%	46.2%
f. 手続きと進行のマンパワーの確保	18.5%	56.9%	75.4%	20.0%	3.1%	23.1%
g. 新たなメディア・ツールを使用するための知識や経験	24.6%	44.6%	69.2%	21.5%	3.1%	24.6%
h. その他	1.5%	1.5%	3.1%	0.0%	1.5%	1.5%

*aからhの各項目につき、①から④までから1つ選択

選択肢の何れについても、難しい(①とても難しい+②難しい)と回答した割合が50%以上となっているが、その中でも、「a.予算の獲得」、「d.広報先の範囲拡大、新規開拓」については84.6%と特に割合が高い。「c.委託業者の選択・開拓」については、難しい(①+②)と回答した割合が58.5%である一方、難しくはない(③さほど難しくはない+④難しくはない)との回答も38.5%と高めである。

「e.手続きと進行のノウハウの獲得」については、難しい(①+②)と回答した割合が52.3%である一方、難しくはない(③+④)との回答も46.2%と高めである。「f.手続きと進行のマンパワーの確保」については、難しい(①+②)との回答が75.4%と高い値となっている。難しい(①+②)もののその他の回答として、「マスメディアでの発信」、「旅行者や在住外国人などへのアプローチ」が挙げられた。

【問5】 情報発信連携の場・機会

a. チラシの共同配置・配布	67.7%
b. WEBサイト上で相互リンクをはる仕組み	50.8%
c. TwitterやInstagramなどを使用した情報の共同発信	66.2%
d. Facebookなどを使用した制作担当・広報担当の情報やノウハウの交換を行う場の設置	44.6%
e. 制作担当・広報担当が情報やノウハウの交換を行う会合・研修会等の実施	52.3%
f. その他	4.6%

*複数回答可

「a.チラシの共同配置・配布」「c.TwitterやInstagramなどを使用した情報の共同発信」についてはそれぞれ67.7%、66.2%と高い割合となっている。他の選択肢においてもほぼ半数が望んでいる。その他の内容としては「ポータルサイトの設定」が挙げられた。

【問6】 施設間連携についての現状・予定・希望

	①実績がある	②予定がある	③取り組んでみたい	④取り組みたいと思わない
a. 共同企画の実施	40.0%	3.1%	30.8%	9.2%
b. スペースの提供、所蔵作品や資料の提供、アーティストの派遣など	38.5%	0.0%	21.5%	20.0%
c. キュレーター・企画担当者等人材の派遣・受入	10.8%	0.0%	29.2%	36.9%
d. 広報面での協力	27.7%	1.5%	50.8%	3.1%
e. 総務・給与などの間接業務の共同処理	0.0%	0.0%	4.6%	72.3%
f. その他	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%

*aからfの各項目につき、①から④までから1つ選択

施設間連携の実績としては、「a.共同企画の実施」が40.0%、「b.スペースの提供、所属作品や資料の提供、アーティストの派遣など」が38.5%と数値が高く、次いで「d.広報面での協力」が27.7%となっている。

また、取り組んでみたいものとして「d.広報面での協力」が50.8%と高い割合を示している。

逆に取り組みたくないものとして、「e.総務・給与などの間接業務の共同処理」が72.3%と高く、「c.キュレーター・企画担当者等人材の派遣・受入」については36.9%とやや高い数値となっている。

【問7】 施設間連携の期待項目

	①大きく期待する	②期待する	①+②	③あまり期待しない	④期待しない	③+④
a. 企画が充実する	18.5%	50.8%	69.2%	12.3%	1.5%	13.8%
b. 今までにない視点が得られる	23.1%	52.3%	75.4%	10.8%	0.0%	10.8%
c. 制作・運営のサポート・ノウハウが得られる	21.5%	43.1%	64.6%	18.5%	1.5%	20.0%
d. 運営の負担を軽減できる	7.7%	27.7%	35.4%	40.0%	9.2%	49.2%
e. 人材の交流が図られる	10.8%	55.4%	66.2%	10.8%	3.1%	13.8%
f. 人材の育成に繋がる	10.8%	38.5%	49.2%	21.5%	6.2%	27.7%
g. 新たな対象に情報提供ができる	24.6%	53.8%	78.5%	9.2%	0.0%	9.2%
h. 新たな顧客が獲得できる	21.5%	50.8%	72.3%	10.8%	1.5%	12.3%
i. 経費の節減になる	4.6%	29.2%	33.8%	33.8%	12.3%	46.2%
j. その他	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	1.5%	3.1%

*aからjの各項目につき、①から④までから1つ選択

施設間連携に期待するものとして、「g.新たな対象に情報提供ができる」事への期待（①大きく期待する+②期待する）が78.5%、「b.今までにない視点が得られる」が75.4%、「h.新たな顧客が獲得できる」が72.3%と高い数値となっている。

「a.企画が充実する」「c.制作・運営のサポート・ノウハウが得られる」「e.人材の交流が図られる」についても60%超と期待値が高い。

期待しないもの（③あまり期待しない+④期待しない）として、「d.運営の負担を軽減できる」が49.2%、「i.経費の節減になる」が46.2%となっている。

【問8】 希望する連携

- ① 多様なイベントや企画での協働参画
- ② 連携を通してお互いが豊かになるもの
- ③ 劇場やホールに限らない区内の催事会場の共有
- ④ 催事などにおける人手・サポーター・ボランティア等の共有・紹介
- ⑤ 外国人向けの情報発信の仕組み
- ⑥ 無料・格安の所蔵品や資料の貸し出し、アーティストの紹介・派遣
- ⑦ 新宿フィールドミュージアム団体の交流促進による連携促進
- ⑧ 新宿フィールドミュージアム団体内の連絡先交換
- ⑨ 安価な稽古場や作業場の提供システム などが挙げられた。

1. 文化芸術振興会議

	氏名	分野	所属・役職
会 長	高階 秀爾	学識経験者	財団法人西洋美術振興財団 理事長 大原美術館 館長
副会長	垣内 恵美子	学識経験者	政策研究大学院大学 教授
委 員	星山 晋也	学識経験者	早稲田大学 名誉教授 新宿区文化財保護審議会 元会長
委 員	松井 千輝	区 民	公 募 区 民
委 員	松島 貴美子	区 民	公 募 区 民
委 員	的場 美規子	区 民	公 募 区 民
委 員	大野 順二	文化芸術活動団体	公益財団法人東京交響楽団 専務理事(楽団長)
委 員	中島 隆太	文化芸術活動団体	公益財団法人SOMPO美術財団 専務理事 SOMPO美術館 館長
委 員	大和 滋	文化芸術活動団体	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 参与
委 員	岡室 美奈子	教育関係者	早稲田大学文学学術院 教授 早稲田大学坪内博士記念演劇博物館 館長
委 員	舟橋 香樹	企 業	大日本印刷株式会社ICC本部 本部長

2. 文化芸術振興会議専門部会

	氏名	分野	所属・役職
専門部 会長	垣内 恵美子	学識経験者	政策研究大学院大学 教授
専門部 会員	大和 滋	文化芸術活動団体	公益財団法人 日本芸能実演家団体協議会 参与
専門部 会員	舟橋 香樹	企 業	大日本印刷株式会社ICC本部 本部長

1. 文化芸術振興会議

回数	日時	会場	出席委員	検討内容
第1回	平成30年10月29日(月) 午後3時～午後5時	新宿区役所 第3委員会室	9名	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、会長・副会長選任、専門部会設置 ・振興会議の調査審議事項と進め方について
第2回	平成31年3月25日(月) 午前10時～午前12時	新宿区役所 第3委員会室	9名	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回振興会議の内容確認 ・新宿フィールドミュージアム2018の実施報告について ・調査審議事項について
第3回	令和元年7月9日(火) 午後2時～午後4時	漱石山房記念館 講座室	9名	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回振興会議の内容確認 ・文化芸術振興の重点項目に関する主な取り組みについて ・調査審議事項について
第4回	令和元年12月10日(火) 午前10時～午前12時	新宿区役所 第3委員会室	8名	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回振興会議の内容確認 ・調査審議事項について
第5回	令和2年3月27日(金) 午後2時～午後4時	新宿区役所 第3委員会室	9名	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回振興会議の内容確認 ・新宿フィールドミュージアム2019の実施報告について ・振興会議第5期報告書(案)について
第6回	令和2年7月30日(木) 午前10時～午前12時	新宿区役所 第3委員会室	10名	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回振興会議の内容確認 ・文化芸術振興の重点項目に関する主な取り組みについて ・振興会議第5期報告書(案)について

2. 文化芸術振興会議専門部会

回数	日時	会場	出席委員	検討内容
第1回	平成31年1月29日(火) 午前10時～午前12時	政策研究大学院大学 垣内研究室	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会長の決定について ・第1回振興会議の内容確認 ・第5期の調査審議事項について
第2回	令和元年5月23日(木) 午後1時～午後3時	政策研究大学院大学 垣内研究室	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回振興会議の内容確認 ・文化芸術振興の重点項目に関する主な取り組みについて ・調査審議事項について
第3回	令和元年10月28日(月) 午前10時～午前12時	政策研究大学院大学 垣内研究室	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回振興会議の内容確認 ・調査審議事項について
第4回	令和2年2月4日(火) 午後2時～午後4時	政策研究大学院大学 垣内研究室	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回振興会議の内容確認 ・振興会議第5期報告書(案)について
第5回	令和2年3月9日(月) 午前10時～午前12時	政策研究大学院大学 垣内研究室	3名	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿フィールドミュージアム2019の実施報告について ・振興会議第5期報告書(案)について

新宿区文化芸術振興基本条例(平成22年3月24日条例第6号)

(前文)

文化芸術は、人々の心を養い、生活に潤いと豊かさを、人生に喜びと力を与えてくれる。また、文化芸術は、人と人とをつなぐ礎であり、互いの歴史や文化を理解し合うことは、地域社会や国際社会において異なる歴史や文化を持つ人々が共に生きていくための基盤ともなる。

新宿のまちは、江戸城外堀の開削を機に形成された由緒ある町や坂等の名を今なお広くとどめる一方、江戸時代の宿場・内藤新宿の開設時から今日に至るまで、多くの人々の営みの中で多彩な文化芸術を育み、常に新たな文化芸術を創造し、発信し続けてきた。

新宿のまちには、自然や歴史、文化芸術、経済活動等を通して、人々が長い間培ってきた豊かな地域の力がある。多様性と先端性を併せ持つ都市として、その懐の深さに魅かれて集まる様々な人々の無限に広がるエネルギーがある。

こうしたまちの特性を最大限に生かし、区民、文化芸術活動団体、学校、企業等、新宿区その他の文化芸術の担い手となるあらゆる主体が、その持てる個性を発揮し、互いに力を合わせ、自由で活発な文化芸術活動を展開することを通して、新宿のまちの持つ多彩な力を結集し、にぎわいと活力にあふれる「文化芸術創造のまち 新宿」を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)における文化芸術の振興に関する基本原則を定め、区民、文化芸術活動団体、学校及び企業等の役割並びに区の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の担い手となるあらゆる主体の相互のかかわりを通して、新宿のまちの特性を生かした発展的な文化芸術の創造に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 次に掲げる者をいう。

ア 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者

イ 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 学校に在学する者

エ 区内において、文化芸術に関する創造的活動、文化芸術を支援する活動その他の文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う個人

(2) 文化芸術活動団体 区内において、文化芸術活動を行う法人その他の団体及びその連合体をいう。

- (3) 学校 区内に存する学校(学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものを含む。)をいう。
- (4) 企業等 区内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 私たち区民 次に掲げるものをいう。
 - ア 前各号に掲げるもの
 - イ 区
 - ウ その他区において生み出される文化芸術の恵みを自ら積極的に享受し、又は享受しようとするすべてのもの

(基本原則)

- 第3条 私たち区民は、自らが文化芸術の担い手となることを自覚し、自主的かつ持続的に文化芸術活動を行うものとする。
- 2 私たち区民は、文化芸術活動を行うに当たっては、互いの文化芸術活動を理解し、及び尊重するものとする。
 - 3 私たち区民は、文化芸術活動を行うに当たっては、その持てる個性を発揮するとともに、互いに連携及び協力を図るものとする。
 - 4 私たち区民は、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の保護、保存、継承及び発展を図るとともに、新たな文化芸術を創造し、及び発信するものとする。
 - 5 私たち区民は、等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図るものとする。

(区民の役割)

- 第4条 区民は、前条に規定する基本原則に基づく役割(以下「文化芸術振興に関する基本的役割」という。)を担うとともに、創意工夫を生かした自主的かつ創造的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(文化芸術活動団体の役割)

- 第5条 文化芸術活動団体は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、自主性及び創造性を生かした文化芸術活動を一層推進し、地域社会を構成する一員として、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(学校の役割)

- 第6条 学校は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、児童、生徒、学生等が文化芸術活動を体験し、及び文化芸術に関する作品に触れる機会の充実を図り、並びに文化芸術を担う人材の育成、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(企業等の役割)

- 第7条 企業等は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に

積積極的な役割を果たすものとする。

(区の責務)

第8条 区は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、次に掲げる責務を有する。

- (1) 文化芸術の振興に関する施策が総合的かつ持続的に行われるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 私たち区民が互いに連携し、及び協力する体制の強化が図られるよう必要な措置を講ずること。
- (3) 地域の文化芸術活動の場の充実が図られるよう新宿区立新宿文化センター等区の施設の積極的な活用その他必要な措置を講ずること。

第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(地域の伝統、文化等の保護等)

第9条 私たち区民は、地域への愛着や誇りを育むため、地域で育まれた伝統及び特色ある文化並びに地域に現存する有形及び無形の文化財その他の歴史的文化的資源(以下「歴史的文化的資源」という。)の保護、保存、活用及び継承に努めるものとする。

(子どもの文化芸術活動への参加等の機会の確保)

第10条 私たち区民は、次代の文化芸術を担う子どもの豊かな人間性を育むため、優れた文化芸術に触れ、及び創造的な文化芸術活動に参加する機会の確保に必要な取組を行うように努めるものとする。

(文化芸術に関する情報の収集、提供等)

第11条 私たち区民は、文化芸術に関する情報を互いに利用し、及び共有するため、その収集、提供、発信その他の必要な取組を行うように努めるものとする。

(文化芸術に関する環境の整備)

第12条 私たち区民は、文化芸術活動の一層の活性化を図るため、文化芸術に関する人的なネットワークの構築その他の環境の整備に努めるものとする。

(公共的空間の活用)

第13条 私たち区民は、人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造できる場を提供するため、公共的空間の積極的な活用に努めるものとする。

(人材の発掘、育成等)

第14条 私たち区民は、積極的に文化芸術活動を行う者、歴史的文化的資源の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者その他の文化芸術を担う人材の発掘、育成等に努めるものとする。

(多文化の交流の促進)

第15条 私たち区民は、文化芸術活動を通じて、世界の国々の多様な歴史や文化に対する理解を増進し、地域における多文化の交流の促進に努めるものとする。

(表彰)

第16条 区長は、文化芸術の振興に大きく寄与したもの及び文化芸術活動において著しい功績のあったものの表彰に努めるものとする。

第3章 文化芸術振興会議

(設置)

第17条 文化芸術の振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区文化芸術振興会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第18条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 次に掲げる事項について調査審議すること。
 - ア 文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項又は重要な事項
 - イ 文化芸術の振興に関し、区長が諮問する事項
- (2) 文化芸術の振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること。

(組織)

- 第19条 会議は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、学識経験を有する者、区内に住所を有する者、文化芸術活動団体の構成員、教育の関係者及び企業等(法人その他の団体にあつては、その構成員)のうちから、区長が委嘱する。
 - 4 前3項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。
(平成22年8月13日規則第69号により、平成22年9月9日から施行)
(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年新宿区条例第9号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略

新宿区文化芸術振興会議規則(平成22年8月13日規則第70号)

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区文化芸術振興基本条例(平成22年新宿区条例第6号。以下「条例」という。)第19条第4項の規定に基づき、新宿区文化芸術振興会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(組織)

第3条 会議の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 新宿区の区域内に住所を有する者 3人以内
- (3) 文化芸術活動団体の構成員 3人以内
- (4) 教育の関係者 1人
- (5) 企業等(法人その他の団体にあつては、その構成員) 1人
(平25規則76・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 会議は、その定めるところにより、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に専門部会長(以下「部会長」という。)を置き、部会に属する委員の互選により選任する。

- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を会議に報告する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、文化観光産業部文化観光課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年9月9日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第29号)抄

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月18日規則第76号)

この規則は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新宿区文化芸術振興会議 (第5期) 報告書

発行年月 令和2年9月

編集・発行 新宿区文化芸術振興会議

事務局 新宿区文化観光産業部文化観光課

〒160-8484

東京都新宿区歌舞伎町一丁目5番1号 第一分庁舎6階

電話:03-5273-4069

E-mail:bunkakanko@city.shinjuku.lg.jp

※この印刷物は、業者委託により500部印刷製本しています。その経費として、1部あたり1,657.48円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

印刷物作成番号
2020-41-2801

